

令和3年7月15日

報道関係者 各位

全国米穀販売事業共済協同組合

全米販「企業火災共済」が8月1日からスタート

全国米穀販売事業共済協同組合（略称：全米販）では、8月1日から、米穀取扱事業者向けの新たな共済事業「企業火災共済」を開始します。

これまでの全米販の「火災共済」は、米穀小売店や個人の住宅を主たる対象とした内容であり、契約できる限度額が建物で6千万円、精米機などの機械も1千万円までで、米卸の精米工場や倉庫等の物件を全部カバーできる契約をすることができませんでした。このため、以前より、この限度額の引上げという要望が多く、今回、「企業火災共済」の創設によってそれを実現することができました。企業火災共済は、精米工場や倉庫等同一敷地内にある物件全部の合計で15億円まで一括で契約することが可能です。ただし、15億円を超える場合であっても、個別に相談いただけますので、実質的には限度額がありません。

企業火災共済で契約できる物件は、敷地内にある建物（社屋・精米工場・倉庫など）のほか、設備・什器（精米機・事務機器など）、商品（精米・玄米・その他）、さらに屋外設備装置（車庫・看板など）や車両（フォークリフト・営業車など）等の事業用物件です。法人、個人を問わず契約することが可能です。

補償の対象となる事故・損害は、①火災、落雷、破裂・爆発が基本ですが、オプションで、②風災、ひょう害、雪災、③水災、④車両・航空機の衝突、水濡れ、騒じょう、⑤外部からの物体の落下・飛来、盗難、⑥その他の不測かつ突発的な事故を追加することができます。契約者の皆様を取り巻くさまざまなリスクに備え、幅広い事故・損害に対処することができる設計となっています。

損害に対する共済金は、一般的な企業向けの火災保険と同じく、（損害額－免責金額）×（共済金額／共済価額）を、支払限度額まで支払います。

なお、共済価額（評価額）は、建物、屋外設備装置、設備・什器等については再調達価額のほか時価も選択でき、商品・製品等については予想最高在庫高、平均在庫高のいずれかを選ぶことができます。

また、こうした事故や損害に対応した「損害共済金」のほかに、あらかじめ選択しておくことにより、事故・損害の発生時に生じた臨時の費用に備える「臨時費用共済金」など、さまざまな事態に対応した「費用共済金」の支払いを受けることが可能です。

さらに、対象となる事故・損害ごとに、被災1回当たりの「支払限度額」と「免責金額」（自己負担額）を設定できます。全損になる可能性が低い場合などには予想される最大被害額に基づいて支払限度額を設定でき、また、軽微な事故・損害を補償対象から外すことによって免責金額を低くして、上手に掛金を減らすこともできます。

掛金額は、基本単価（契約額10万円一口に対し、鉄筋コンクリート造の場合、年間45円、鉄骨造り130円、木造モルタル造140円、木造210円）に、所在地、補償内容、リスク評価等に応じて割増及び割引した掛金単価を、契約口数に乗じて算出します。

掛金額は、契約者の希望や取り巻くリスクを個別に検討して、より有利な条件で見積もりを提示しますが、急ぐ場合には、現在契約している保険や共済の契約情報を提供していただければ、より早く簡単に提示することが可能です。

2021年3月、全米販の共済制度は、前身の全糧連の時代から通算して、70周年を迎えました。この節目の年に、新たな共済が誕生します。ぜひこの機会に、企業火災共済の活用をご検討ください。

【問い合わせ先】

全米販共済部

担当者：山本、吉野、八方（はっぼう）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15

TEL03-4334-2140 FAX03-4334-2147

E-mail:kyohsai@zenbeihan.com